

第二期武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市第六期長期計画に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）におけるスポーツ振興に係る事業を体系化し、スポーツ振興に係る施策を総合的に推進することを目的として第二期武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）（以下「計画」という。）を策定するにあたり必要な事項の検討等を行うため、第二期武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討して計画の案を作成し、武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 全ての市民の多様なスポーツ活動を総合的に推進するための施策に関すること。
- (2) 市民の主体的なスポーツ活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる者及び同表に掲げる職にある者で組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の報告の日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報酬）

第7条 委員（公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の職員及び武蔵野市教育委員会教育部長を除く。）の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費

用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は教育長が市長と協議のうえ別に定める。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育部生涯学習スポーツ課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者
武蔵野市体育協会を代表する者
武蔵野市スポーツ推進委員協議会を代表する者
武蔵野市立小学校校長を代表する者
武蔵野市立中学校校長を代表する者
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会の職員
一般社団法人横河武蔵野スポーツクラブ関係者
武蔵野市健康づくり推進委員
民間スポーツクラブ関係者
公募による市民
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の職員
武蔵野市教育委員会教育部長